

変更前の基本約款	変更後の基本約款
<p>1. 実施および適用</p> <p>(1) 当社が一般の需要に応じ導管によりガスを供給する場合(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する場合、および一般ガス供給約款により供給する場合を除きます。)の共通して適用する基本的な供給条件は、この基本約款によります。</p> <p>(4) この基本約款に定めのない細目の事項は、必要に応じてこの基本約款および個別約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。また、必要に応じて、当社(導管部門)からお客さまに別途協議の申し入れがある場合があります。</p>	<p>1. 実施及び適用</p> <p>(1) 当社が一般の需要に応じ導管によりガスを供給する場合(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する場合、及び当社(導管部門)が最終保障供給約款により供給する場合を除きます。)の共通して適用する基本的な供給条件は、この基本約款によります。</p> <p>(4) この基本約款及び個別約款に定めのない細目の事項は、必要に応じてこの基本約款及び個別約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。また、必要に応じて、当社(導管部門)からお客さまに別途協議の申し入れがある場合があります。</p>
<p>2. 基本約款の変更</p> <p>(3) この基本約款および個別約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。</p> <p>① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。</p> <p>② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。</p> <p>(4) この基本約款および個別約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。</p>	<p>2. 基本約款及び個別約款の変更</p> <p>(3) この基本約款及び個別約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。</p> <p>① <u>ガス事業法第14条に基づく</u>供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。</p> <p>② <u>ガス事業法第15条に基づく</u>契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項並びに供給地点特定番号を記載します。</p> <p>(4) この基本約款及び個別約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、<u>ガス事業法第14条に基づく</u>供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び<u>同法第15条に基づく</u>契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。</p>

変更前の現基本約款	変更後の基本約款
<p>3. 用語の定義</p> <p>(15)「ガスメーター」… 料金算定の基礎となるガス使用量を計量するために用いられる計量器をいいます。</p> <p>(26)「需要場所」… ガスの供給を必要とする場所のうち、ガスの使用実態からみて一体として区分・把握し得る範囲をいいます。具体的には、当社工事約款に基づき、原則として1構内をなすものは1構内を、また、1建物をなすものは1建物を1需要場所といたします。</p> <p>(追加)</p> <p>(27)「ガス小売供給に係る無契約状態」… お客さまが5(1)のガス使用の申し込みを当社に行う直前にガス小売供給を受けていた契約がクーリング・オフや、ガス小売事業者の事業継続が事実上困難になった場合等の事由により解約されているにもかかわらず、お客さまが引き続きガスの供給を受けている状態をいいます。</p> <p>なお、当社(導管部門)がいずれのガス小売事業者とも託送供給契約を締結していないにもかかわらず、お客さまが引き続きガスの供給を受けている状態である場合(当社がお客さまとガス小売供給に係る契約を締結している場合を除く。)には、当社は、ガス小売供給に係る無契約状態と判断いたします</p> <p>(28)「当社(導管部門)」… ガス事業法に規定される事業を営む当社の部門を指します。</p> <p>(追加)</p>	<p>3. 用語の定義</p> <p>(15)「ガスメーター」… 料金算定の基礎となるガス使用量を計量するために用いられる<u>当社(導管部門)が指定する</u>計量器をいいます。</p> <p>(25)「需要場所」… ガスの供給を必要とする場所のうち、ガスの使用実態からみて一体として区分・把握し得る範囲をいいます。具体的には、当社工事約款に基づき、原則として1構内をなすものは1構内を、また、1建物をなすものは1建物を1需要場所といたしますが、<u>以下の場合には、原則として次によって取り扱います。</u></p> <p><u>①マンション等1建物内に2以上の住戸がある住宅</u></p> <p><u>各1戸が独立した住居と認められる場合には、各1戸を1需要場所といたします。</u></p> <p><u>なお、「独立した住居と認められる場合」とは次の全ての条件に該当する場合をいいます。</u></p> <p><u>イ 各戸が独立的に区画されていること</u></p> <p><u>ロ 各戸の配管設備が相互に分離して設置されていること</u></p> <p><u>ハ 各戸が世帯単位の居住に必要な機能(炊事のための設備等)を有すること</u></p> <p><u>② 店舗、官公庁、工場その他</u></p> <p><u>1構内又は1建物に2以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を1需要場所といたします。</u></p> <p><u>③施設付住宅</u></p> <p><u>1建物にマンション等の住宅部分と店舗等の非住宅部分がある場合(施設付住宅と</u> <u>いいます。)には、住宅部分については①により、非住宅部分については②により取り扱います。</u></p> <p>(26)「ガス小売供給に係る無契約状態」… お客さまが5(1)のガス使用の<u>申込み</u>を当社に行う直前にガス小売供給を受けていた契約がクーリング・オフや、ガス小売事業者の事業継続が事実上困難になった場合等の事由により解約されているにもかかわらず、お客さまが引き続きガスの供給を受けている状態をいいます。</p> <p>なお、当社(導管部門)がいずれのガス小売事業者とも託送供給契約を締結していないにもかかわらず、お客さまが引き続きガスの供給を受けている状態である場合(当社(導管部門)がお客さまとガス小売供給に係る契約を締結している場合を除く。)には、当社は、ガス小売供給に係る無契約状態と判断いたします。</p> <p>(27)「当社(導管部門)」… ガス事業法第2条第5項に規定される事業を営む当社の部門を指します。</p> <p>(28)「ガス小売事業者」… ガス事業法第2条第3項に定めるガス小売事業者をいいます。</p>

(追加)	(29)「スイッチング」… 同一の需要場所かつ同一のお客さまに対する託送供給において、検針日とその検針日の翌日を境にガス小売事業者が変更されることをいいます。
(追加)	(30)「最終保障供給約款」… 当社(導管部門)がガス事業法第51条に従い定める最終保障供給約款をいいます(変更があった場合には、変更後のものをいいます)。

変更前の現基本約款	変更後の基本約款
<p>4. 日数の取り扱い この基本約款において、料金算定期間等の期間の日数は、初日を含めて算定いたします。</p>	<p>4. 日数の取り扱い この基本約款及び個別約款において、料金算定期間等の期間の日数は、初日を含めて算定いたします。</p>
<p>7. 承諾の条件 (4) 当社は、申込者が当社(導管部門を含みます。)と他のガス使用契約(すでに消滅しているものを含みます。)の料金をそれぞれのガス使用契約で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。当社は30(1)の供給または使用の制限事由や31の供給停止事由に該当する場合や、申込者(申込者の同居者と当社が認める方、その他当社との関係において供給約款にもとづく契約により申込者ととも利益を受けていると当社が認める方、または申込者と主要構成員の全部もしくは一部を同じくする団体等を含みます。)が当社と他のガス使用契約(すでに消滅しているものを含みます。)の料金をそれぞれのガス使用契約で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。</p>	<p>7. 承諾の条件 (4) 当社は、申込者が当社(導管部門を含みます。)と他のガス使用契約(すでに消滅しているものを含みます。)の料金をそれぞれのガス使用契約で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、<u>申込み</u>を承諾できないことがあります。当社は30の供給又は使用の制限事由や31の供給停止事由に該当する場合や、申込者(申込者の同居者と当社が認める方、その他当社との関係において供給約款に<u>基づく</u>契約により申込者ととも利益を受けていると当社が認める方、<u>又は</u>申込者と主要構成員の全部若しくは一部を同じくする団体等を含みます。)が当社と他のガス使用契約(すでに消滅しているものを含みます。)の料金をそれぞれのガス使用契約で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、<u>申込み</u>を承諾できないことがあります。</p>
<p>8. ガスの使用開始日 当社は、お客さまとのガス使用契約が成立したときには、ガスの使用開始日を以下のとおりといたします。なお、3(27)のガス小売供給に係る無契約状態が存する場合は、ガス小売供給に係る無契約状態に至る事由の発生日の翌日をその開始日といたします。</p> <p>①他のガス小売事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した後に到来する12(1)の定例検針日の翌日。 ただし、お客さまの求めにより、当社が合意した日とする場合があります。なお、この場合は、お客さまから検針にかかる費用を申し受けます。</p>	<p>8. ガスの使用開始日 当社は、お客さまとのガス使用契約が成立したときには、ガスの使用開始日を以下のとおりといたします。なお、3(26)のガス小売供給に係る無契約状態が存する場合は、ガス小売供給に係る無契約状態に至る事由の発生日の翌日をその開始日といたします。</p> <p>①他のガス小売事業者<u>又は当社(導管部門)</u>による最終保障供給からの切り替えにより使用を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した後に到来する12(1)の定例検針日の翌日。 ただし、お客さまの求めにより、当社が合意した日とする場合があります。なお、この場合は、お客さまから検針にかかる費用を申し受けます。</p>

変更前の現基本約款	変更後の基本約款
<p>1 2. 検 針 (5) 当社は、(2)③本文の供給停止に伴う検針日から(2)④の供給再開に伴う検針日までの間の日数が4日(2 1 (3)に規定する休日を含みます。)以下の場合、行った検針のいずれも行わなかったものとする場合があります。</p>	<p>1 2. 検 針 (5) 当社は、(2)③本文の供給停止に伴う検針日から(2)④の供給再開に伴う検針日までの間の日数が4日(1 7 (3)に規定する休日を含みます。)以下の場合、行った検針のいずれも行わなかったものとする場合があります。</p>
<p>1 7. 支払期限 (1) お客さまがお支払いいただくべき料金の支払義務は、次の各号に掲げる日(以下「支払義務発生日」といいます。)に発生いたします。 ① 検針日(1 2 (2)①、④、⑥および1 8 (8)を除きます。)</p>	<p>1 7. 支払期限 (1) お客さまがお支払いいただくべき料金の支払義務は、次の各号に掲げる日(以下「支払義務発生日」といいます。)に発生いたします。 ① 検針日(1 2 (2)①、④、⑥および1 4 (8)を除きます。)</p>
<p>1 9. 単位料金の調整 (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算定式により個別約款の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。 なお、調整単位料金の適用基準は、別表第4のとおりといたします。 (算定式) <u>イ</u> 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり) = 基準単位料金 + 0.081円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率) <u>ロ</u> 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり) = 基準単位料金 - 0.081円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率) (備考) 上記①、②の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。</p>	<p>1 9. 単位料金の調整 (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算定式により個別約款の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。 なお、調整単位料金の適用基準は、別表第4のとおりといたします。 (算定式) <u>①</u> 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり) = 基準単位料金 + 0.081円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率) <u>②</u> 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり) = 基準単位料金 - 0.081円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率) (備考) 上記①、②の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。</p>

変更前の現基本約款	変更後の基本約款
<p>2 5. 料金の当社への支払日</p> <p>(2) 当社は、お客さまが料金を金融機関等または当社の指定した特約店で払込みの方法で支払われる場合、その金融機関等または特約店に払い込まれた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>(3) 当社は、お客さまが料金をクレジットカードにより支払われる場合は、料金がそのクレジットカード会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれた日に、当社に対する支払いがなされたものといたします。</p>	<p>2 5. 料金の当社への支払日</p> <p>(2) 当社は、お客さまが料金を金融機関等で払込みの方法で支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>(3) 当社は、お客さまが料金をクレジットカードにより支払われる場合は、料金がそのクレジットカード会社から当社に立替払いされた日に、当社に対する支払いがなされたものといたします。</p>
<p>3 1. 供給停止</p> <p>(2) 当社（導管部門）は、お客さまが次に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社（導管部門）が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ クーリング・オフによりガス使用契約が解約される等の事由でガス小売供給に係る無契約状態となり、当社（導管部門）がお知らせする供給を停止する日までにお客さまが新たなガス小売供給契約を締結しなかった場合 	<p>3 1. 供給停止</p> <p>(2) 当社（導管部門）は、お客さまが次に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社（導管部門）が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ クーリング・オフによりガス使用契約が解約される等の事由でガス小売供給に係る無契約状態となり、当社（導管部門）がお知らせする供給を停止する日までにお客さまが新たなガス小売供給契約（最終保障供給契約を含みます。）を締結しなかった場合
<p>3 2. 供給停止の解除</p> <p>(2) 3 1（2）の規定により供給を停止した場合は、お客さまが新たなガス小売供給契約を締結した場合に、当該新たなガス小売供給契約に基づき供給が再開されます。</p> <p>(3) 当社は、供給の再開を原則として9時から19時の間（休日は、9時から17時の間）に速やかに行ないます。</p>	<p>3 2. 供給停止の解除</p> <p>(2) 3 1（2）の規定により供給を停止した場合は、お客さまが新たなガス小売供給契約（最終保障供給契約を含みます。）を締結した場合に、当該新たなガス小売供給契約に基づき供給が再開されます。</p> <p>(3) 当社は、供給の再開を原則として9時から19時の間（休日は、9時から17時の間）に速やかに行ないます。ただし、当社が別途定める受付時間内に供給再開の申込みを受け付けたものに限ります。</p>

変更前の現基本約款	変更後の基本約款
(新設)	<p>4 2.反社会的勢力の排除</p> <p>(1) お客さまは、ガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス使用契約」といいます。）の成立時及び将来にわたって、自己または自己の役員、経営・事業に実質的に影響力を有する株主、重要な地位の使用人若しくはこれらに準ずる顧問等が、暴力団、暴力団関連企業、総会屋またはこれらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、及び、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（法令により取引が義務付けられているものを除きます。）を有していないことを表明していただきます。</p> <p>(2) お客さまは、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行わないことを表明していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為 ⑤その他前各号に準ずる行為 <p>(3) 当社は、お客さまが（1）又は（2）に違反した場合、お客さまに対する何らの催告及び自己の責務の提供を要しないで、ただちにガス使用契約を解約することができるものとし、お客さまは、当該解約を理由として、解約により被った損害につき、損害賠償その他名目の如何を問わず何らの請求もできないものと致します。</p>

変更前の現基本約款	変更後の基本約款
<p>付 則</p> <p>1. 基本約款の実施期日 この基本約款は、<u>2019年10月1日</u>から実施します。</p> <p>3. この供給約款の実施に伴う切り替え措置 当社は2019年9月30日までこの基本約款の変更前の基本約款（以下、「旧基本約款」といいます。）の適用があり、2019年10月1日以降この基本約款が適用されるお客さまについて、2019年10月1日が含まれる料金算定期間の料金は、旧基本約款に基づき料金を算定するものとしたします。</p>	<p>付 則</p> <p>1. 基本約款の実施期日 この基本約款は、<u>2022年3月1日</u>から実施します。</p> <p>(削除)</p>
<p>別表第1) 基本約款の適用地域 詳細は、当社（導管部門）が制定する託送供給約款を参照ください。</p> <p>(41) <u>西片添町</u></p>	<p>別表第1) 基本約款の適用地域 詳細は、当社（導管部門）が制定する託送供給約款を参照ください。</p> <p>(41) <u>中片添町</u></p>